

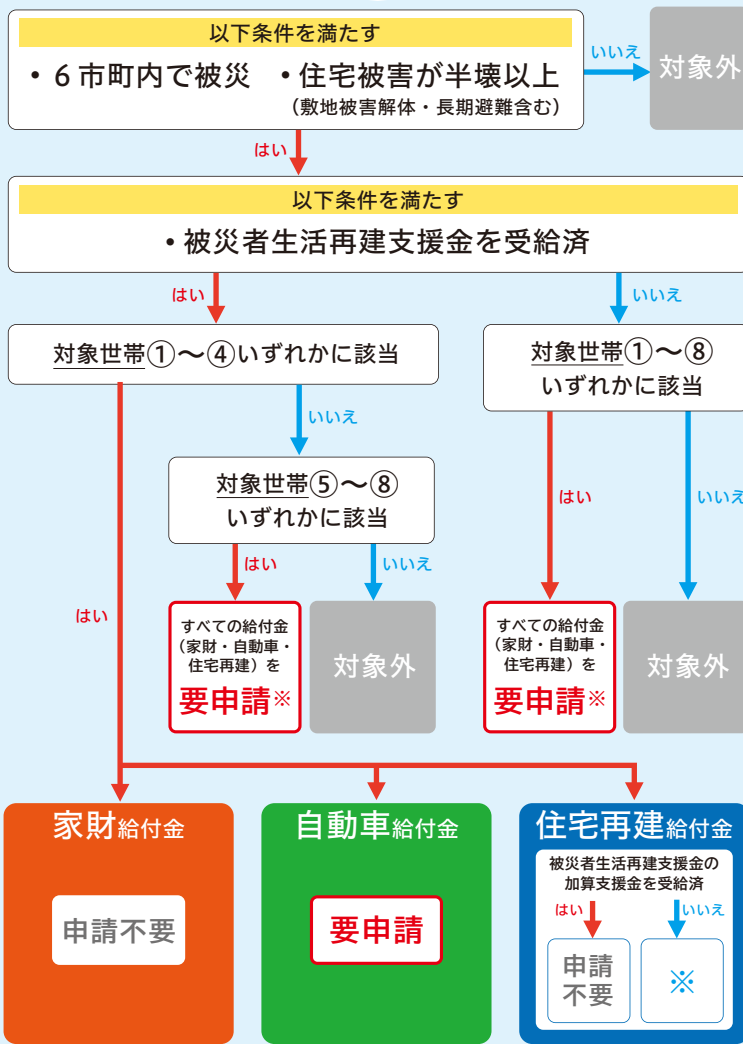
石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金について

石川県の能登地域6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）で、令和6年（2024年）能登半島地震により居住していた住宅が半壊以上の被災をした高齢者のいる世帯等に対し、当該地域での住宅再建等を支援するため、給付金を支給します。

※ 罹災証明書の罹災原因が「令和6年奥能登豪雨及び令和6年能登半島地震」の場合も対象となります。（令和6年奥能登豪雨のみの場合は対象外）

制度の概要

申請が必要な世帯の判断方法



※住宅再建給付金の申請には、先に被災者生活再建支援金の加算支援金の受給が必要となります。被災者生活再建支援金の申請がお済みでない場合は、手続き内容をご確認ください。

対象世帯

能登地域6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）において、**住宅に半壊以上の被害**が生じている、もしくは**敷地被害解体、長期避難の認定**を受けている次の**①～⑧**いずれかの要件を満たす世帯

●高齢者や障害者のいる世帯

- ① 65歳以上の高齢者のいる世帯
- ② 障害者手帳の交付を受けている者がいる世帯、又は障害福祉サービスを利用している者がいる世帯

●資金の借入や返済が容易でないと見込まれる世帯

- ③ 児童扶養手当受給世帯
- ④ 住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯（災害減免により住民税が全額免除になる者がいる世帯を含む）
- ⑤ 令和6年（2024年）能登半島地震の影響を受けて離職・廃業した人がいる世帯
- ⑥ 一定のローン残高がある世帯
- ⑦ 住宅再建に係る資金の借入れが受けられない世帯
- ⑧ 家計急変世帯（令和6年（2024年）能登半島地震の影響を受けて家計が急変し、④の世帯と同様の事情にあると認められる世帯）

支援内容

家財給付金

1世帯につき
50万円

自動車給付金*

1世帯につき
50万円

地震前から所有している自家用車を、地震後に廃車（永久抹消）したことが証明できる場合に限りです。

住宅再建給付金*

1世帯につき
最大200万円
(賃借の場合：最大100万円)

住宅再建に要した費用（賃借の場合は賃料を除いた初期費用）から、被災者生活再建支援金（加算支援金）の受給額を差し引いた金額を、上限額まで支給します。

※R6.1.1以降に車検を受けた自動車については、給付の対象となりません。

※6市町以外に住宅を再建した場合は対象外となります。

※ 石川県自宅再建利子助成事業給付金との併給はできません。

申請方法

記入済みの申請書類と関係書類をご用意のうえ、下記の申請先までお申し込みください。

申請には申請書類の他に添付書類が必要です。詳しくは「石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金について」のHPに記載の「申請に必要となる添付書類」をご覧ください。

窓口

以下の窓口で申請を受け付けています。

| 市町 | 場所 | 受付時間 |
|-----|------------------|-------------|
| 七尾市 | パトリア 4 階 総合支援窓口 | 月～金・日 9～17時 |
| 輪島市 | 輪島市役所 1 階 | 月～金 9～17時 |
| | 輪島市役所 門前総合支所 | 月・金 9～17時 |
| | 輪島市役所 町野支所 | 火・木 10～15時 |
| 珠洲市 | 珠洲市産業センター 1 階ロビー | 月～土 9～17時 |
| 志賀町 | 志賀町役場 1 階 | 月～金 9～17時 |
| | 富来活性化センター | 月～金 9～17時 |
| 穴水町 | 穴水町役場 1 階 | 月～金 9～16時 |
| 能登町 | 能登町役場 1 階 | 月～金 9～16時 |
| 県庁 | 石川県庁 1 階 | 月～金 9～17時 |

祝日について パトリア 4 階総合窓口以外は休務となります。

郵送

申請書類をダウンロードのうえ、関係書類を添えて下記の宛先までお送りください。

- 送付する封筒には必ず差出人の住所・氏名をご記入ください。
- 申請書類には個人情報が多く含まれるため、配送状況や到着が確認できる書留やレターパック等の使用をおすすめします。

郵送先

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県臨時特例給付金事務局 宛

オンライン

インターネットで検索、または二次元コードを読み込み、本給付金 HP から申請してください。

石川県 臨時特例給付金



- 本給付金 HP 中「申請はこちら」のボタンをクリックし、案内に沿って申請情報を入力し、関係書類の PDF データをアップロードしてください。

▲臨時特例給付金特設 HP



臨時特例給付金を装った詐欺にご注意ください

自治体の職員等が以下のことをすることは **絶対にありません!**



- × ATM の操作をお願いすること
- × 自宅に訪れ、キャッシュカード等を預かること
- × 受給に当たり、手数料の振り込みを求めること

不審に思ったらご相談ください。

- ◆お住まいの市町担当窓口
- ◆最寄りの警察署または警察相談専用電話 **#9110**
- ◆消費者ホットライン (局番なし) **188 (いやや!)**

お問い合わせ先

石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金運営事務局
(臨時特例給付金コールセンター)

コールセンター受付時間 9:00～17:00(土日祝日含む) *12/28～1/3 はお休み

TEL 076-225-1956